

高松市監査委員告示第 2 4 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 3 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和 6 年 7 月 3 1 日

高 松 市 監 査 委 員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	改築ではなく長寿命化の方針となった校舎等について	P103	教育局	総務課 学校施設整備室	R6.6.28
2	意見	長寿命化計画の今後40年間の概算事業費の試算について (長寿命化実施における施設の複合化等の検討)	P104			

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ 高松市の空き家に関連する政策

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
3	意見	(特定空家の認定等に関する) 外部委託・専門家等の利用 の検討について	P177	市民局	くらし安全安心課	R6.7.1

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	改築ではなく長寿命化の方針となった校舎等について	
意 見 の 内 容	長寿命化に区分された学校については、整備計画以上に緊急の修繕費が発生する可能性が高く、各学校の状況に応じた修繕計画を盛り込み、積極的に市の予算を割り当てしていく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P103	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月28日
所 管 課 等	教育局 総務課 学校施設整備室
措 置 結 果	本件意見については、学校施設を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、令和5年3月に、高松市学校施設長寿命化計画を改定し、外壁等の劣化状況評価でD評価（早急に対応する必要がある）とされた校舎等について、5年度から9年度までの整備計画を策定した。 また、長寿命化に区分された学校において、緊急の修繕に要する費用が、整備計画の想定を超える場合は、同計画で定める整備内容の「その他部位改修」のうち、小規模改修工事として、対応することとしている。 なお、意見のあった、龍雲中学校屋内運動場については、3年度に外壁及び屋上防水について大規模改修を完了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	長寿命化計画の今後40年間の概算事業費の試算について（長寿命化実施における施設の複合化等の検討）	
意 見 の 内 容	長寿命化計画においては、少子高齢化を考慮し、学校は統廃合していくことを検討しなければならないが、小学校は通学距離の問題もあり、一定の数は必要である。そうするとやはり施設の複合化をして、学校以外の施設を含めた統廃合を考える必要があるため、早急に検討していく必要がある。 また、改築の際に、多目的使用を見込み、少子高齢化の地区では、将来的には福祉施設に転用できるような造りにするなど、様々な可能性を検討することが望まれる。 学校の校舎建設の設計について、複数の学校で使えるか聞いたところ、学校によって敷地の形が違うので全部は難しいが、内装については仕様が同じなので、検討可能とのことである。建築費削減のために検討されたい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 104	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月28日
所 管 課 等	教育局 総務課 学校施設整備室
措 置 結 果	本件意見については、学校施設を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、令和5年3月に、高松市学校施設長寿命化計画を改定し、学校施設の改築や長寿命化等の実施に当たっては、隣接校との施設の共用化やプールの共同利用など、事業費の縮減に向けた改善策の検討を行うことを明記した。 なお、3年度に着手した香南小学校校舎等改築工事においては、隣接する香南中学校敷地内に、一棟に集約した小学校校舎を移転改築し、屋内運動場やプールなどの施設を、安全性に配慮した上で共用する計画とした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の空き家に関連する政策	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	(特定空家の認定等に関する) 外部委託・専門家等の利用の検討について	
意 見 の 内 容	専門家への事務の委託についても、必要に応じて検討していくことが望まれるほか、法務局が実施している、所有者不明の土地の調査についても、情報共有が出来ないか、検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P177	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月1日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見に係る特定空家への措置については、平成28年6月から、学識経験者等で構成する高松市空家等対策協議会で協議している。 また、29年10月に創設した高松市空き家相談員制度に基づき、空き家相談員として登録された宅地建物取引士に、個人が所有する空き家の適切な管理や利活用について、無料で相談できる体制を整備しているほか、令和4年4月からは、所有者から同意を得た空き家等の情報を、(公社)香川県宅地建物取引業協会や(公社)全日本不動産協会香川県本部に登録している宅地建物取引業者へ提供し、不動産取引につなげる高松市空き家等マッチング事業を実施しており、その専門的な知識をもって、所有者からの売買・賃借等に係る相談に対応している。 さらに、法務局が行う所有者不明土地の調査について、本市からも対象物件を提出し、法務局との情報共有に努めるなど、関係機関等と連携・協力を行いながら、空き家問題の解決に向け取り組んでいる。